

「施工計画書の作成の手引き（令和7年4月）」 新旧対照表

改正後（令和7年4月）	改正前（令和7年2月）	備考欄
《P.3》 【4】施工計画書の提出時期 （1）施工計画書の提出時期は、土木工事共通仕様書1-1-1-4（施工計画書）において、「受注者は、<u>工事着手前又は施工方法が確定した時期に</u>工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての<u>施工計画書を監督職員に提出しなければならない</u>」と定められている。又、同仕様書1-1-1-8（工事着手）には「受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに、工事着手しなければならない。」と定められており、提出時期は1-1-1-4（施工計画書）（工事着手前<u>かつ</u>施工方法が確定した時期）の両方を満足するものでなければならない。 《P.24・25》 〔留意事項〕 ③ 第三者の通行に際しての支障はないか。〔特に夜間時における保安施設の視認性・<u>作業時間外の規制形態・交通開放形態（必要な有効幅員や平坦性の確保など）</u>〕 ⑩ 受注者は、転落・墜落事故に繋がる可能性のある作業を行う工事については、監督職員から『<u>建設現場における安全点検チェックリスト（大阪府都市整備部）</u>』を受領し、「2.安全点検表（個票）」の中から、転落・墜落事故防止に関連する項目を抜粋し施工計画書へ添付するとともに、KY活動などを通じて、全作業員へ周知徹底することを記載する。 《P.38》 附則 本手引きは、平成24年4月1日から施行する。 本手引きは、令和4年4月1日から施行する。 本手引きは、令和4年7月1日から施行する。 本手引きは、令和5年1月1日から施行する。 本手引きは、令和6年8月1日から施行する。 本手引きは、令和7年2月1日から施行する。 <u>本手引きは、令和7年4月1日から施行する。</u>	《P.3》 【4】施工計画書の提出時期 （1）施工計画書の提出時期は、土木工事共通仕様書1-1-1-4（施工計画書）において、「受注者は、<u>工事着手前又は施工方法が確定した時期に</u>工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての<u>施工計画書を監督職員に提出しなければならない</u>」と定められている。又、同仕様書1-1-1-8（工事着手）には「受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに、工事着手しなければならない。」と定められており、提出時期は1-1-1-4（施工計画書）（工事着手前<u>又は</u>施工方法が確定した時期 <u>（のどちらか早い方）</u>）の両方を満足するものでなければならない。 《P.24・25》 〔留意事項〕 ③第三者の通行に際しての支障はないか。〔特に夜間時における保安施設の視認性〕 ⑩追加 《P.36》 附則 本手引きは、平成24年4月1日から施行する。 本手引きは、令和4年4月1日から施行する。 本手引きは、令和4年7月1日から施行する。 本手引きは、令和5年1月1日から施行する。 本手引きは、令和6年8月1日から施行する。 本手引きは、令和7年2月1日から施行する。	